≪建築工事、解体工事等をされる皆さまへ≫
道水路境界標保全の手続きのお願い

1　境界標の保全について

道路・水路などに設置している川崎市のコンクリート杭・プレート・鋲などの境界標は、道路等と皆様の土地の境を示す重要な標識です。

工事等により境界標を損壊撤去した場合には、道路等管理に支障が生じるだけでなく、工事施工者と住民とのトラブルの原因となります。また、境界標の損壊等については、刑法（第２６２条の２（境界の損壊等））で罰則の規定があります。

川崎市では、道路に関する工事のほか、建築工事や占用工事等において、市の境界標を保全するため、「川崎市境界標保全要綱」を定めています。境界標を一時撤去したり、境界標に影響を及ぼす工事を行う場合は、境界標の保全手続きを各区役所道路公園センターで行ってください。

川崎市 KAWASAKI CITY　　境界標 検索

川崎市ホームページで「境界標」と検索ください

2　境界標の種類について　（右側が道水路台帳平面図標記）

中心杭
（□10cm）

角　杭
（□10cm）

側面杭
（□10cm）

角プレート
（□4.5cm）

側面プレート
（□4.5×10cm）

鉄鋲
（φ2cm）

※国土交通省の杭、神奈川県の杭や法人の杭等の保全については、各管理者に相談ください。

3　境界標保全手続きの流れ

工事の発注した方は、次の手続きを行ってください。

※現地確認の際、道水路台帳平面図と現地が異なる場合（距離や境界標の種類等）は、道路公園センターにお問合せ下さい。

工　事　前	工　事　後
1 道路公園センターに相談	1 境界標の再設置
2 現地確認	2 「マーキング完了報告書」の提出
3 「境界標調査報告書」の提出	3 センターによる検査

4　お問合せ先

	部　署	所　在	電話番号
境界標保全要綱に関すること	建設緑政局 道路河川管理部管理課	川崎区宮本町1　本庁舎16階	200-2816
境界標保全手続きに関すること 各区役所道路公園センター	川崎区	川崎区大島1-25-10	244-3206
	幸区	幸区下平間357-3	544-5500
	中原区	中原区下小田中2-9-1	788-2311
	高津区	高津区溝口 5-15-7	833-1221
	宮前区	宮前区有馬2-6-4	877-1661
	多摩区	多摩区菅北浦4-11-20	946-0044
	麻生区	麻生区古沢120	954-0505

川崎市ホームページアドレス：http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/530/0000008300.html